

記録DVDの貸出しについて

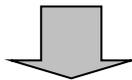
～貸出しの手順～

DVD貸出しを利用される場合は、必ず以下の内容をお読みください。

* 貸出申込みを受けた時点で、以下の内容に同意いただけただけのものとして貸出しを行います。

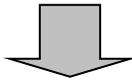
申込み

- ・ 豊中市ホームページ内の申込みフォームから、もしくは利用申込書をダウンロードし、直接窓口へお持ちいただくか、FAXで申し込んでください。
【貸出し料金は無料。但し、DVDの発送・返却に伴う費用は利用者の負担となります。】



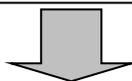
貸出し

- ・ 原則、市役所第二庁舎4階都市計画課地区まちづくり係での貸出しになります。
- ・ DVD貸出にあたり、郵送を希望される場合は発送および返却に伴う送料は利用者の負担となります。
- ・ 発送は、ゆうメール「送料着払い」で行います。



貸出し期間

- ・ 直接窓口に取りに来られた場合は、貸出し日から**14日以内**に返却してください。
- ・ 郵送の場合は、**発送日から14日以内**に返却してください。



返却

- ・ 原則、市役所第二庁舎4階都市計画課地区まちづくり係において返却してください。
- ・ DVD返却にあたり、郵送または宅配で返却される場合は利用者の「料金元払い」となります。
- ・ 返却時の発送方法は、利用者にお任せしますが、**配達状況の確認ができる方法**で返却してください。

お願い

- ・ DVDは大切に扱ってください。
- ・ 貸出し期間は必ず守ってください。また、返却が遅れる場合は、事前に連絡をしてください。
- ・ **ご連絡なく、貸出し期間を超過された場合には、その後の貸出しをお断りすることがありますので、ご注意ください。**
- ・ 貸出しを申し込まれた際に記入された住所・氏名等に変更が生じた場合は、速やかに下記連絡先に連絡をしてください。

～注意事項等～

DVD貸出しを利用される場合は、必ず以下の内容をお読みください。

* 貸出申込みを受けた時点で、以下の内容に同意いただけたものとして貸出しを行います。

■ 禁止事項

- DVDを許可なく複製、放送、有線放送、営利的上映等に使用することは、法律上で禁止されております。
- また、転貸、売却、質権・抵当権の設定その他一切の処分行為等を禁止します。

■ DVDの紛失や破損について

- DVDの紛失・破損などが生じた場合には、DVDの複製にかかる実費を申し受ける場合があります。

■ DVDの貸出しおよび中断について

- ① 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは利用者に事前通知することなく、「DVD貸出し」の全部、または一部の停止措置をとることができるものとします。
- ② システム保守に必要なメンテナンスのため、「DVD貸出し」の運用を中止、中断する場合は、市のホームページで事前に利用者にその旨を通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。
- ③ 上記①および②の内容に基づく「DVD貸出し」の中止によって生じた利用者の損害については一切その責任を負わないものとします。

■ 免責事項

- DVD視聴の際、利用者の再生機器本体および周辺機器等に支障をきたした場合においても当市は、これらに対する保証はしないものとします。

連絡先

〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市計画推進部 都市計画課 地区まちづくり係

TEL : 06-6858-2197

FAX : 06-6854-9534

E-mail : machi@city.toyonaka.osaka.jp

